

31 障福号外  
令和元年9月12日

指定障害福祉サービス事業所関係法人 代表者 様

長崎県障害福祉課長  
(公印省略)

サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の  
研修実施における取扱いについて (通知)

平素より県障害福祉行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者（以下、「サビ児管」という）研修の見直しにつきましては、平成30年度から周知を図っているところですが、今年度からの実施に伴い、見直し後の研修体系及び実務経験要件について再度周知するとともに、更新研修の受講調整にも下記のとおりご協力いただきますようお願いいたします。

記

1. 研修の見直しについて

別添「研修の体系」のとおり

- ・新体系は、別添「研修の体系」の1ページ目①の流れになります。
- ・別添「研修の体系」の1ページ目②、③、④は経過措置です。
- ・基礎研修の受講要件（実務経験関係）は、サビ児管配置に必要な実務経験を満たす予定日までの、2年以内前から受講可能です。
- ・実践研修の受講要件（実務経験関係）は、基礎研修修了者（注 下記「4.」参照）となった日以後、実践研修受講開始日前5年間に通算して2年以上、実践研修受講に必要な実務経験（相談支援の業務又は直接支援の業務、個別支援計画の原案作成等に係る業務）が必要です。

2. 実務経験について

別添「実務経験要件」のとおり

- ・直接支援の業務が、10年から8年に変更されています。

### 3. 更新研修について

平成31年3月7日の障害保健福祉関係主管課長会議において、「各都道府県における更新研修の実施に当たっては、受講見込み者数を適切に見積もった上で各年度の研修の定員規模及び開催回数を設定されたい。例えば、受講期限の最終年度に受講者が集中することがないように、平成18年度から20年度までに研修を修了した者については平成31年度、平成21年度から23年度までに研修を修了した者については平成32年度に受講を促すなど、計画的な更新研修の受講が可能となるようご配慮いただきたい」とされていることから、可能な限り次表の年度を目安とした受講申込みにご協力をお願いします。

受講年度	旧研修修了年度
令和元年度	平成22年度以前
令和2年度	平成23年度から平成26年度
令和3年度	平成27年度及び平成28年度
令和4年度	平成29年度
令和5年度	平成30年度

- ・平成30年度までに旧研修を複数年度修了している場合は、最初に受講した年度を基準とし、令和5年度までに更新研修を受講
- ・旧研修修了者（「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講者に限る）は、令和6年3月31日までの間はサビ児管として配置可能のため、令和5年度（受講期限の最終年度）に受講者が集中する可能性がありますので、お早目の受講申込みをご検討ください。
- ・更新研修の受講要件（実務経験関係）は、更新研修受講開始日前5年間において、サビ児管、管理者若しくは相談支援専門員の業務に通算して2年以上従事または現に従事することが必要です。
- ・定員の都合上、申込みの受講年度に受講できない場合は、翌年度以降の受講となりますのでご了承ください。
- ・更新研修を令和5年度までに修了できなかった場合は、実践研修修了者となった後に、サビ児管に配置することができます。

### 4. 相談支援従事者初任者研修講義部分と基礎研修の関連について

- ・カリキュラムの進行上、「相談支援従事者初任者研修講義部分」受講後に「基礎研修」を受講することが望ましいです。
- ・告示上、「基礎研修修了者」とは、「基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」双方の修了と規定されているため、「相談支援従事者初任者研修講義部分」を受講していない「基礎研修」の修了者は、2人目のサビ児管の配置及び個別支援計画原案の作成ができません。
- ・実践研修の受講に必要な2年以上の実務経験についても、「基礎研修」及び「相談支援従事者初任者研修講義部分」双方の修了者となった日以後の実務経験となります。

## 5. 質問について

・実務経験要件、研修の体系等制度全般に関する質問については、別途掲載している資料や告示、サービス管理責任者等研修の見直しに関するQ & A等を確認したうえで、ご不明な点があれば「質問票」により下記メールアドレスあてメール送信または下記FAX番号までファックスをお願いします。

※告示等を確認すれば実務経験要件を容易に判断できる個別案件等については、回答できかねますので必ず告示等をご確認ください。

※口頭による問答については、誤認等によりその後のサビ児管配置に支障をきたす恐れがあるため、「質問票」の活用にご協力をお願いいたします。

・研修申込みに関する質問については、指定事業者である一般社団法人長崎県知的障がい者福祉協会へお尋ねください。なお、相談支援従事者初任者研修については、令和元年度の指定事業者が長崎県障害者社会参加推進センターとなりますので、お間違いのないようお願いいたします。

## 6. その他

サビ児管の配置は制度の根幹であり、誤認等による欠如の発生等は事業者のサービス提供体制に与える影響が大きいため、今後の研修受講要件や配置要件等について熟知いただき、引き続き適切にご対応いただきますようお願いいたします。

担当 自立就労支援班 田口

電話 095-895-2455

FAX 095-823-5082

Eメール shougaiukusi-jiritusien@pref.nagasaki.lg.jp